

■強制被保険者・当然被保険者

制 度	強制被保険者・当然被保険者の要件
雇用法	<p>◇適用事業に雇用される労働者であって、適用除外事由に該当する者以外の者</p> <p>(イ)[一般被保険者]: 次の(ロ)~(ニ)以外の被保険者</p> <p>(ロ)[高年齢継続被保険者]: 被保険者であって、同一の事業主の適用事業に 65 歳に達した日の前日から引き続いて 65 歳に達した日以後の日において雇用されている者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く)をいう</p> <p>(ハ)[短期雇用特例被保険者]: 被保険者であって、季節的に雇用される者のうち、次の(1), (2)のいずれにも該当しない者で、日雇労働被保険者以外の者をいう</p> <p>(1) 4 カ月以内の期間を定めて雇用される者</p> <p>(2) 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数(30 時間)未満である者</p> <p>(ニ)[日雇労働被保険者]: 日雇労働者(日々雇用される者又は 30 日以内の期間を定めて雇用される者)で、適用事業に雇用される者をいうが、適用区域外に居住し、かつ、適用区域外にある適用事業(厚生労働大臣指定の適用事業を除く)の事業主に雇用される者は、管轄公共職業安定所長の認可を受けない場合は、日雇労働被保険者とならない ※ 1</p>
船保法	<p>◇船員法 1 条に規定する船員として船舶所有者に使用される者</p> <p>※ 2</p>

※ 1 : 雇用保険法の日雇労働被保険者が前 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合又は同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用された場合は、所轄又は管轄の公共職業安定所長の認可を受けた場合を除き、一般被保険者、高年齢継続被保険者又は短期雇用特例被保険者となる。

※ 2 : 船員法 1 条に規定する船員自身が船舶所有者であるときは、「船舶所有者に使用される者」に該当しないため、船員保険法の強制被保険者とならない。

One Point 雇用保険法においては、一般被保険者に関し適用基準が設けられており、(1)31 日以上の雇用見込みがあり、かつ、(2)1 週間の所定労働時間が 20 時間以上でなければ被保険者となることができない。

制 度	強制被保険者・当然被保険者の要件
健保法	◇適用事業所(強制適用事業所及び厚生労働大臣の認可を受けて適用事業所となった事業所)に使用される者で適用除外事由に該当しない者 ※3
厚年法	◇適用事業所(強制適用事業所及び厚生労働大臣の認可を受けて適用事業所となった事業所)に使用される 70 歳未満の者であって、適用除外事由に該当しない者(法律上当然に被保険者となる「当然被保険者」ということがある)
国年法	<p>①[第 1 号被保険者]:日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者で、次の②③のいずれにも該当しない者(被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者を除く)</p> <p>②[第 2 号被保険者]:被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(いずれも 65 歳以上の者にあつては、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有する者を除く)</p> <p>③[第 3 号被保険者]:第 2 号被保険者の被扶養配偶者であつて 20 歳以上 60 歳未満の者 ※4</p>
国保法	<p>①市町村の区域内に住所を有する者は、被用者医療保険各法の被保険者、組合員、加入者及びこれらの者の被扶養者、高齢者医療確保法による被保険者、生活保護を受けている世帯に属する者、国民健康保険組合の被保険者等を除き、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となる</p> <p>②組合員及び組合員の世帯に属する者は、前記①と同様の適用除外事由に該当する者を除き、当該組合が行う国民健康保険の被保険者となる ※5</p>
介護法	<p>①[第 1 号被保険者]:市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者</p> <p>②[第 2 号被保険者]:市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者</p>
高確法	<p>①後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 75 歳以上の者</p> <p>②後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 65 歳以上 75 歳未満の者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの</p>

※ 3 : 国家公務員共済組合や地方公務員等共済組合などの共済組合の組合員については、健康保険の被保険者となるが、健康保険の保険給付は行わず、保険料も徴収されない。

※ 4 : 60 歳未満の第 3 号被保険者は、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる場合であっても、第 3 号被保険者となることができる。

※ 5 : 国民健康保険組合は、規約の定めるところにより、組合員の世帯に属する者を包括して被保険者とし、しないことができる。